

# 福井地方最低賃金審議会 第4回福井県最低賃金専門部会

日時：令和4年8月5日(金)

午前10時00分～

場所：福井春山合同庁舎（14階）

福井労働局会議室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) 結審
- (3) 専門部会報告（案）について
- (4) その他

### 3 閉 会

( 案 )

令和 4 年 8 月 日

福井地方最低賃金審議会  
会長 新宮 晋 あて

福井地方最低賃金審議会  
福井県最低賃金専門部会  
部会長 井花 正伸

福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 4 年 7 月 5 日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 2 年 10 月 2 日発効の福井県最低賃金（時間額 830 円）は令和 2 年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
井花 正伸	小林 一	江端誠一郎
上野 祐夫	玉川 忠春	坂川 嘉治
岡崎 英一	山本 政夫	山埜 浩嗣

福井県最低賃金

- 1 適用する地域  
福井県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 888円
- 5 この最低賃金において算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和4年10月2日）

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 830 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）  
の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額（92,417 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金が下回っていることは認められなかった。

（註）1 か月換算額

$830 \text{ 円（福井県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 か月平均法定労働時間数）} \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 117,856 \text{ 円}$